

第412回南国市議会定例会会議録

第6日 令和2年3月9日 月曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 山中 良成
9番 岩松 永治	11番 土居 恒夫
12番 有沢 芳郎	13番 中山 研心
14番 前田 学浩	15番 村田 敦子
16番 岡崎 純男	17番 野村 新作
18番 浜田 和子	19番 土居 篤男
20番 福田 佐和子	21番 今西 忠良

＊

欠席議員

10番 西川 潔

＊

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
危機管理課長 山田 恭輔	税務課長 高野 正和
市民課長 崎山 雅子	子育て支援課長 溝渕 浩芳
長寿支援課長 島本 佳枝	保健福祉センター所長 土橋 愛
環境課長 谷合 成章	農林水産課長 古田 修章
農地整備課長 田所 卓也	商工観光課長 長野 洋高
建設課長 西川 博由	地籍調査課長 横山 聖二
都市整備課長 若枝 実	上下水道局長 橋詰 徳幸
会計管理者兼会計課長 秋田 節夫	福祉事務所長 池本 滋郎
教育長 竹内 信人	教育次長兼学校教育課長 伊藤 和幸

生涯学習課長	中村俊一	選挙管理委員会 事務局長	高橋元和
監査委員 局長	天羽庸泰	農業委員 局長	弘田明平
消防長	小松和英		

議会事務局職員出席者

事務局長	公文知子	次長	野口裕介
書記	門脇智哉		

議事日程

令和2年3月9日 月曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和元年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和元年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和元年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和元年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和元年度南国市水道事業会計補正予算（第3号）
- 第7 議案第7号 令和元年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第8号 令和2年度南国市一般会計予算
- 第9 議案第9号 令和2年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第10 議案第10号 令和2年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 第11 議案第11号 令和2年度南国市農業集落排水事業特別会計予算
- 第12 議案第12号 令和2年度南国市国民健康保険特別会計予算
- 第13 議案第13号 令和2年度南国市介護保険特別会計予算
- 第14 議案第14号 令和2年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 第15 議案第15号 令和2年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第16 議案第16号 令和2年度南国市水道事業会計予算
- 第17 議案第17号 令和2年度南国市下水道事業会計予算
- 第18 議案第18号 南国市土佐和牛経営安定資金貸付基金条例
- 第19 議案第19号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

- 第20 議案第20号 南国市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第22号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第23 議案第23号 市道の廃止について
- 第24 議案第24号 市道の認定について
- 第25 議案第25号 字区域の変更及び新たな字名の設定について
- 第26 議案第26号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第3次変更）について
- 第27 議案第27号 訴えの提起について
- 第28 議案第28号 訴えの提起について
- 第29 議案第29号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第30 議案第30号 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について
- 第31 議案第31号 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について
- 第32 報告第1号 損害賠償の専決処分の報告について

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第32まで

—————*—————

午前10時 開議

○議長（土居恒夫） これより本日の会議を開きます。

—————*—————

議案第1号から議案第31号まで、報告第1号

○議長（土居恒夫） この際、議案第1号から議案第31号まで及び報告第1号、以上32件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第8号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。20番福田佐和子議員。

〔20番 福田佐和子議員発言席〕

○20番（福田佐和子） 議案第8号新年度予算についてお伺いをいたします。

まず、教育費全体についてお聞きをいたします。少し質問の通告と順序が違ったりもするかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

それぞれの家庭環境にかかわらず学校ではどの子も大切にされること、そのためには先生にも余裕のある学校現場であることを願っております。市の教育予算には、子供たちの教育をどう守っていくのかが込められております。前年度より減っているなら増額すると、以前答弁された市長もおられます。教育費の充実を願う立場からお聞きをいたします。

まず1点目は、新年度予算には教育委員会が要望した予算、これは全額入っているのでしょうか。入っていなければ、その理由そして今後の対応をお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。財政課長。

〔渡部 靖参事兼財政課長登壇〕

○参事兼財政課長（渡部 靖） 福田議員の御質問にお答えをいたします。

令和2年度当初予算におきまして、教育費につきましては全額計上されているかという御質問ですが、基本的に財政課が査定しておりまして、全ての部署におきまして満額つくということはほぼあり得ません。ということで、全額ついているかということになりますと、それにはなっていないということにはなります。しかしながら、教育費につきましては、前年度ベースを基本的には下回らないような状況で予算化はしております。本年度予算におきまして、一部減となっております部分、小学校費とかございますけれども、それにつきましても前年度の施設整備の普通建設に係る事業費、そちらが減額になっておるといような形になっておりますので、そのほかの部分につきましては増額というよう形になっております。

教育総務費におきましても、いわゆる職員の人件費分、その部分で減額になっておりますけれども、それを除きますとほかの部分では増額というよう形で計上させていただいております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 全額は各課ともあり得ないということでしたけれども、例えば国からの事業ですと、そのまま南国市負担が大きくても必ず計上をされています。例えば、現場の先生や子供からの要望、そうしたものにはなかなか予算がないということでこれまで見送られてきた経過もあります。今、こうして予算ができた以上は、今ここで課長にどうこうという思いはありませんけれども、そのあたりもきちんと市長には見ていただきたいという思いで、今回あえて質問をさせていただきました。

次に、各小中学校には以前と同じようなやり方であれば、学校の規模などにより計算された配分表があります。需用費、備品費など、基準財政需要額をこれでは満たしていないのではないかと指摘もありますが、先ほどの答弁では施設費、人件費以外は減額はされていないという答弁でしたけれども、基準財政需要額を満たした配分表になっているのかお聞きします。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 基準財政需要額を満たされているのかという御質問ですが、基準財政需要額につきましては全国で需要額を算定して基準として定めるものでございますの

で、市町村ごとにそれぞれ取り扱いというものは多少異なってくるということがございます。本市におきまして、交付される基準財政普通交付税で算定される基準財政需要額につきましては、小中学校合わせて約5億3,000万円程度という形に令和元年度分でいきますとなります。これに対しまして、こちらにつきましては、一財ベースでいまましても小学校、中学校費、教育総務費合わせますと7億円を超える事業費となっておりますので、基本的には基準財政需要額を満たしているというような形になります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 満たしているという答弁でした。少なくとも教育予算を削ることなく、必要な予算はしっかり組んで子供の教育を守るべきだと思います。

最後に、市長に教育予算についてのお考えをお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 教育についての予算は、もちろんこれからの将来を担う子供たちのための予算でございまして、これからの日本をずっと引き継いでいただく、未来へつなげる予算でございまして。そういった中で、教育委員会のほうで、こうやれば効果的であるというふうに判断されて要求されてきているものでございまして、それ自体は尊重すべきものであると思っております。ただ、全体の予算の中では、当初予算の例年のベースからは、予算要求の時点で相当な額が上回るわけでございまして、その中でいかに効果的な施策になるかというところを判断させていただいて、財政課のほうで査定をさせていただいているところでございまして。基本的には、もちろん教育委員会の思いというのは尊重されるべきであると思っておりますので、それは尊重しながら査定に望んでいるというところでございまして。以上でございます。

○議長（土居恒夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第8号の質疑を終結いたします。

議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第10号の質疑を終結いたします。

議案第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第11号の質疑を終結いたします。

議案第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第12号の質疑を終結いたします。

議案第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第13号の質疑を終結いたします。

議案第14号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第14号の質疑を終結いたします。

議案第15号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第15号の質疑を終結いたします。

議案第16号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。19番土居篤男議員。

〔19番 土居篤男議員発言席〕

○19番（土居篤男） 議案第16号令和2年度南国市水道事業会計予算について、質疑をしたいと思います。

この議案で配られております南国市水道事業会計予算書を見ますと、企業会計の予算見込み書で、どんな事業がどこにあってというようなことが一つもわかりません。企業会計になれちゃう人は数字としてはわかると思いますが、どんな事業をしゅうろうかということが妙にどこ探しても出てこないわけです。それで、提案理由では、水道事業会計予算では収入支出が報告をされて、業務の予定量も出ております。この建設事業の内容についてお聞きをしたいと思います。

1つは、水道施設の耐震化工事、都市計画事業及び工業団地整備事業に伴う配水管布設工事、道路事業に伴う補助水源地移設工事、未普及地域解消のための配水管布設工事等に合計として出されております。耐震工事に大体どの程度なのか、都市計画事業及び工業団地整備事業に計上した整備予算はどれぐらいか、道路事業に伴う補助水源地移設工事等、この工事費の内訳に

ついてお尋ねをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。上下水道局長。

〔橋詰徳幸上下水道局長登壇〕

○上下水道局長（橋詰徳幸） まず、耐震化のほうですが、南部送水管の布設がえ工事のほうに6,000万円、岡豊地区の送水管布設工事のほうに4,000万円、水源地の施設の関係の耐震補強のほうに5,000万円、工業団地のほうに7,240万円。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 土居篤男議員。

○19番（土居篤男） 水道施設の耐震化工事というのは、全体として貯水槽とか送水管とかやられていると思います。これはどんな地震があっても必ず補給をすると、そういうことは不可能だと思いますので、ある一定は水道局でいろんな施設の機能を維持する、そういうことは大事なことだと思いますが、これは一般質問の部類に入るとは思いますが、今度の南海トラフ大地震については、相当の震度と規模の地震が想定をされております。想像以外ではありませんが、想像するに大変な場所の給水管が本管、支線にかかわらず数の想定はできませんが、相当な給水困難を引き起こすのではないかと。

そういう点では、各家庭での備えを徹底してやってもらおうと、そういう市民の皆さんへの教育、宣伝というのにも必要ではないかと思えます。素人なりに考えて1トントラックを構えたらどうでよと思いましたが、これは掃除を年に1回せないかんとか、普通の一般の水の使用者では無理だと思います。ですから、そこら辺もどういう方法で家庭である期間の飲み水、御飯を炊く料理用の水とか蓄えてもらおうと、こういう構想もいるのではないかと思えます。私は、ペットボトルで1ケース2リットル入りを10本、これを2ケースぐらい置いてます。これも期限が来たら買いかえないけませんので、お酒なら飲んだらいいですが水はどうしようかと。米を洗うには水道で、そんなに高いもんでもないし料理に使うほどの金額でもないし、そういうのも更新して2ケースぐらいは持ってます。

それから、農家ですから、ディーゼルの小型発電機もありますし、水中ポンプもありますし、どっかの井戸さえあれば近所の人に分ぐらいはくめるといふ、これは私が機械に多少なれていふということでもそんなこともできますが、息子になったらねじ一本回したことがありませんので、そんな器用なことはようしません。一般の人を呼んで、エンジン持って水中ポンプで井戸からくみやということもできませんので、ここら辺も何か市が一般会計のほうでこういう準備をなさうと言うてやったら、相当数の水道事業でダメージを受けても水道局も慌てることはない。ここら辺の何か一般の災害対策として、水をいかに確保するか、一般の……。

○議長（土居恒夫） 土居議員。水道事業ですから、ちょっと違うと思います。

○19番（土居篤男） 水道事業は使用者が使用した分を払うということで成り立っていますんで、そうではなくて、水をどう確保するかを市長としても腹づもりを持ってもらいたいと思います。

○議長（土居恒夫） それは質疑ですか。いいですか。いいですね。何を聞きたいですか。

○19番（土居篤男） 難しい質問じゃない。

（「災害対策じゃない」と呼ぶ者あり）

○議長（土居恒夫） 災害対策ですね。市長。

○市長（平山耕三） その災害時のときの給水ということになりますと、もちろん今の段階でどこがどのようになるというようなことは想定はできないわけですが、相当な規模で水道管の被害は出るというふうに思っています。その中でも、ここに行けば必ず給水ができるというポイントを早く確実に構えておくということが大切であると思います。そういった準備をするように、上下水道局長には指示をしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第16号の質疑を終結いたします。

議案第17号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第17号の質疑を終結いたします。

議案第18号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第18号の質疑を終結いたします。

議案第19号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第19号の質疑を終結いたします。

議案第20号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第20号の質疑を終結いたします。

議案第21号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第21号の質疑を終結いたします。
議案第22号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第22号の質疑を終結いたします。
議案第23号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第23号の質疑を終結いたします。
議案第24号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第24号の質疑を終結いたします。
議案第25号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第25号の質疑を終結いたします。
議案第26号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第26号の質疑を終結いたします。
議案第27号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第27号の質疑を終結いたします。
議案第28号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第28号の質疑を終結いたします。
議案第29号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第29号の質疑を終結いたします。
議案第30号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第30号の質疑を終結いたします。
議案第31号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第31号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第1号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

＊

議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（土居恒夫） ただいま議題となっております議案第1号から議案第31号まで、以上31件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＊

議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 令和元年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費

第2条継続費の補正

第3条繰越明許費の補正

第4条地方債の補正

議案第2号 令和元年度南国市土地取得事業特別会計補正予算

議案第8号 令和2年度南国市一般会計予算

第1条歳入歳出予算

歳入の部

歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費

第13款予備費

第2条債務負担行為

第3条地方債

第4条一時借入金

第5条歳出予算の流用

- 議案第10号 令和2年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 議案第19号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 議案第20号 南国市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第26号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第3次変更）について
- 議案第27号 訴えの提起について
- 議案第28号 訴えの提起について
- 議案第29号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第30号 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について
- 議案第31号 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について

産業建設常任委員会

- 議案第1号 令和元年度南国市一般会計補正予算
第1条歳入歳出予算の補正
歳出第5款労働費 第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費
第11款災害復旧費
- 議案第6号 令和元年度南国市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第7号 令和元年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第8号 令和2年度南国市一般会計予算
第1条歳入歳出予算
歳出第5款労働費 第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費
第11款災害復旧費
- 議案第9号 令和2年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第11号 令和2年度南国市農業集落排水事業特別会計予算

- 議案第14号 令和2年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
議案第16号 令和2年度南国市水道事業会計予算
議案第17号 令和2年度南国市下水道事業会計予算
議案第18号 南国市土佐和牛経営安定資金貸付基金条例
議案第23号 市道の廃止について
議案第24号 市道の認定について
議案第25号 字区域の変更及び新たな字名の設定について

教育民生常任委員会

- 議案第1号 令和元年度南国市一般会計補正予算
第1条歳入歳出予算の補正
歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費
議案第3号 令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
議案第4号 令和元年度南国市介護保険特別会計補正予算
議案第5号 令和元年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
議案第8号 令和2年度南国市一般会計予算
第1条歳入歳出予算
歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費
議案第12号 令和2年度南国市国民健康保険特別会計予算
議案第13号 令和2年度南国市介護保険特別会計予算
議案第15号 令和2年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算

＊

請 願 の 委 員 会 付 託

○議長（土居恒夫） 今期定例会で受理いたしました請願は、お手元へ配付してあります請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

受理番号・受理年月日・件名・紹介議員・請願者・住所・氏名・請願の要旨・付託委員会

請第3号・2.3.6・片山・稲生地区における太陽光発電設備の設置について適切な指導を求める請願・杉本理、前田学浩・南国市里改田620番地の3・里改田稲生地区を水害から命を守る会・会長 西川 憲一・太陽光発電設備設置予定地における法定外公共財産の各種許可の確認及び指導と土地開発の届け出について適正化条例に沿った確認、指導を求める。・ 産業建設

—————*—————

○議長（土居恒夫） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。

明10日から15日までの6日間は、委員会審議等のため休会し、3月16日に会議を開きたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

3月16日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時25分 散会